

文京区子育てサポーター認定制度

令和8年度第1回 ベーシックサポーター認定研修

【 募 集 要 項 】



「子ども・子育て支援新制度」シンボルマーク

文京区社会福祉協議会
文京区

申込期限：令和8年4月6日(月) 必着

文京区子育てサポーター認定制度とは

文京区と文京区社会福祉協議会が協働で実施する、地域の子育て世帯をサポートする人材の育成を目的とした制度です。

子育てサポーターの認定を受けた方に、「ファミリー・サポート・センター事業」（次ページ参照）や、「地域子育て支援拠点事業」等、地域団体による子育て支援活動の担い手としてご活躍いただくことで、地域の子育て世帯をサポートしていきます。

■文京区子育てサポーター認定研修の体系

①のベーシック研修修了後、興味のある活動にあわせて②③の研修を受講することが可能です。今回は①の研修を実施する「ベーシックサポーター認定研修」となります。

①ベーシック研修(2.5日)

子育て支援に関する基礎となる研修。修了後にファミリー・サポート・センターの提供会員として活動することを想定したカリキュラム。

- 子育て支援員 基本研修
- 救命講習
- ファミリー・サポート・センター事業説明

②スタンダード研修(1.5日)

相手宅での預かりに必要な知識を習得するための研修。依頼会員宅預かりの活動を想定したカリキュラム。

- 訪問型保育について

③居場所研修(2.5日)

子育て支援拠点、子育てサロン、こども食堂、地域のこどもの居場所での活動を想定したカリキュラム。

- 子育て支援員 地域子育て支援コース（地域子育て支援拠点事業）
- 地域団体でのボランティア実習
- 実習の振り返り

ベーシックサポーター認定研修とは

『文京区子育てサポーター認定制度』の基礎となる研修です。期待される役割やこどもへの関わり方を理解し、子育て支援に関する基礎的な知識・原理・倫理を修得することを目的としています。

子育て支援員(下記参照)となるための基本研修と本認定研修独自のカリキュラム(救命講習、ファミリー・サポート・センター事業について)で構成されています。

修了された方には、文京区より「子育て支援員基本研修 修了証明書」が、文京区社会福祉協議会より「ベーシックサポーター 認定証」が、それぞれ発行されます。

また、別に実施する研修を受講することで「スタンダードサポーター」または「居場所サポーター」として認定されます。

「子育て支援員制度」とは・・・

国が実施する全国共通の制度です。地域における子育て支援の仕事に関心を持ち、各種事業等に従事することを希望する方を対象に、必要な知識や技能を習得するための研修を行います。

「ファミリー・サポート・センター事業」とは・・・

国の「地域子ども・子育て支援事業」の一つで、子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と援助ができる方（提供会員）が、地域の中で相互に子育てを支え合う会員制の仕組みです。研修を修了された方のみが提供会員として登録でき、以下のような活動を行うことができます。

- ・「保育施設の保育開始前、終了後の送迎・預かり」
- ・「学校の放課後または学童クラブ終了後の送迎・預かり」
- ・「お子さんの習い事等の送迎」

募集要項

1. 対象者

20歳以上の区内在住・在勤・在学で、研修修了後に以下のいずれかの活動を希望する方

- ①ファミリー・サポート・センター事業の提供会員としての活動（原則区内在住者のみ）
- ②地域団体による子育て支援拠点事業の担い手としての活動
- ③その他、区内での子育て支援活動

※既に修了した方の再受講はできません。

2. 研修内容

日	午前	午後	備考
1日目	こども・子育て家庭の現状 こども家庭福祉 保育の原理	こどもの発達 こどもの障害	子育て支援員 基本研修カリキュラム
2日目	対人援助の価値と倫理 児童虐待と社会的養護 総合演習	救命講習（実技）	ベーシックサポーター カリキュラム
3日目	ファミリー・サポート・センター事業		

※科目や時間割の変更等が生じる場合があります。

3. 日程及び会場

日	日時		研修名	会場
1日目	5月9日（土）	9:00～15:45	子育て支援員基本研修 カリキュラム	貞静学園短期大学 （小日向1-26-13）
2日目	5月10日（日）	9:00～12:30		
		13:30～16:30	ベーシックサポーター カリキュラム	文京区民センター （本郷4-15-14）
3日目	5月11日（月）	9:30～12:00		

※科目や時間割の変更等により終了時間が変更となる場合があります。

※子育て支援員基本研修免除の方は、5月10日(日)13:30開始の救命講習から受講となります。

4. 募集定員

15人

- * 定員を超過した場合は抽選となり、受講できない場合があります。
- * 受講の可否は、申込期限後、おおむね2週間以内を目安に郵送いたします。

5. 参加費用

無料

- * 会場への往復の交通費及び昼食代等は、自己負担となります。

6. 申込方法及び申込書等提出先

以下の書類を、提出先へ直接ご持参いただくか、簡易書留でご郵送ください。

《提出書類》

- (1) 受講申込書
- (2) 本人確認書類の写し(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等)
 - ①氏名②生年月日③住所が確認できるもの
 - ※裏面に記載がある場合は、裏面も提出してください。
 - ※①～③以外の個人情報(マイナンバー等)は黒塗りしてください。
- (3) 在勤・在学を証明する書類(区外在住者のみ)
社員証や学生証等の在勤・在学が確認できるもの
- (4) 受講免除証明書類(該当者のみ)
保育士資格等をお持ちで受講免除を受けたい方は各種証明書類が必要です。
詳細は「8. 受講免除となる方と必要書類」を参照してください。

《提出先》

〒113-0033 東京都文京区本郷4-15-14 文京区民センター4階
社会福祉法人 文京区社会福祉協議会 ささえあいサポート係

7. 受講申込期限

申込期限：令和8年4月6日(月) 必着

8. 受講免除となる方と必要書類

氏名変更等により必要書類の氏名が本人確認書類の写しと異なる場合は、必ず戸籍抄本も添付してください。

子育て支援員基本研修カリキュラムの免除または一部免除の対象になる方

■ 以下の資格のいずれかをお持ちの方

資格証明書等の写しを添付することで、本研修の子育て支援員基本研修カリキュラム部分の受講を免除することができます。

- ・保育士
- ・社会福祉士
- ・幼稚園教諭、看護師、保健師の有資格者でこどもと関わる業務(保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ等)に携わっている方

■ 既に他の自治体等で実施した子育て支援研修の修了証明書をお持ちの方、または一部科目を修了している方

修了証明書等の写しを添付することで、免除または一部免除することができます。

9. 認定証等の発行

本研修を受講することで、ベーシックサポーター認定証及び子育て支援員基本研修の修了証明書を発行します。

なお、子育て支援員基本研修カリキュラムに未履行科目がある場合は、受講科目分の修了証書を発行します。

10. 個人情報の取り扱い

受講申込書に記載された個人情報は、適正に管理し、本事業運営以外の目的には使用しません。

実施主体

本研修の実施主体は、「文京区」及び「社会福祉法人 文京区社会福祉協議会」です。

○研修カリキュラムは、文京区から委託を受けた「学校法人 貞静学園」及び「社会福祉法人 文京区社会福祉協議会」が実施します。

○救命講習は、他の専門機関により実施します。

お問合せ先

- (1) 子育てサポーター認定制度、ファミリー・サポート・センター事業について
文京区社会福祉協議会 ささえあいサポート係
〒113-0033 文京区本郷四丁目15番14号 文京区民センター 4階
電話：03-3812-3043 / FAX：03-5800-2966
- (2) 子育て支援員制度について
文京区子ども家庭部 子育て支援課 子ども施策推進担当
〒112-8555 文京区春日一丁目16番21号 シビックセンター 5階
電話：03-5803-1256 / FAX：03-5803-1345